

次のとおり、住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井一實

1 変更する区域

安芸区瀬野一丁目の街区の一部

2 変更内容

別図のとおり。

3 変更年月日

平成27年1月19日

別図 略

広島市告示(安芸区)第6号

平成27年1月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第7号

平成27年1月27日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、1月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(佐伯区)第1号

平成27年1月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第2号

平成27年1月5日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年12月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について

は、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第3号

平成27年1月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第4号

平成27年1月8日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年1月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第5号

平成27年1月14日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年1月14日から平成27年1月28日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	佐伯5区57号線	佐伯区湯来町大字和田字修行田道原102番地6地先から佐伯区湯来町大字和田字修行田道原106番地11地先まで	旧	メートル 4.30 ～ 23.00	メートル 136.00
			新	メートル 7.20 ～ 25.00	メートル 136.00

広島市告示(佐伯区)第6号

平成27年1月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法

律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年1月14日から平成27年1月28日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	佐伯5区57号線	佐伯区湯来町大字和田字修行田道原102番地6地先から佐伯区湯来町大字和田字修行田道原106番地11地先まで	平成27年1月14日

広島市告示(佐伯区)第7号

平成27年1月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第8号

平成27年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第9号

平成27年1月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第10号

平成27年1月20日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等について

は、平成27年1月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第11号

平成27年1月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第12号

平成27年1月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第13号

平成27年1月30日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年1月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第14号

平成27年1月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

区告示

広島市安佐南区告示第1号

平成27年1月19日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐南区長 吉原 武

記

Table with 3 columns: 氏名, 住民票の住所, 職権処理の内容. Row 1: 金岡 博重, 広島市安佐南区山本一丁目16番10-103号, 消除

公告

公告

平成27年1月9日

次のとおり、広島市徴税吏員証・固定資産評価補助員証を紛失した届出があったので、紛失の日以降、当該証票を無効とします。

広島市長 松井 一 實

紛失証票 広島市徴税吏員証・固定資産評価補助員証
交付番号 第322号
交付年月日 平成26年4月1日
紛失年月日 平成27年1月7日
紛失者氏名 財政局西部市税事務所
広島市徴税吏員
固定資産評価補助員
吉川 幸二

公告

第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更の認可

平成27年1月29日

都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）第7条の16第1項の規定によって、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更（事業施行期間の変更）を認可したので、同法第7条の15第1項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 第一種市街地再開発事業の名称
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）京橋町地区第一種市街地再開発事業
2 事務所の所在地
広島市中区橋本町9番2号
3 施行認可の年月日
平成23年6月17日

4 変更の内容

事業施行期間

自 平成23年6月17日

至 平成27年6月30日

建築工事期間

着工 平成24年1月

竣工 平成26年1月

5 事業計画の変更の認可の年月日

平成27年1月29日

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第1号

平成27年1月27日

平成27年4月12日執行予定の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙において、選挙管理委員会が候補者に交付するものうち、次のものに押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

- 1 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第5項の規定による選挙運動のために使用する自動車又は船舶及び拡声機に取り付ける表示板
2 同法第141条の2第2項の規定による自動車又は船舶に乗車又は乗船する者が着用する腕章
3 同法第164条の5第2項の規定による街頭演説のために使用する標旗
4 同法第164条の7第2項の規定による街頭演説において選挙運動に従事する者が着用する腕章

広島市選挙管理委員会告示第2号

平成27年1月27日

平成27年4月12日執行予定の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙において、選挙管理委員会が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の8第1項ただし書又は同法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受けた政党その他の政治団体に交付するものうち、同法第201条の11第3項の規定による政治活動のために使用する自動車に取り付ける表示板に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第3号

平成27年1月27日

平成27年4月12日執行予定の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第105条の規定により選挙管理委員会が当選人に付与する当選

証書に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第4号

平成27年1月27日

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年1月1日現在により調製の広島市農業委員会委員選挙人名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

1 期間等

平成27年2月23日から同年3月9日の午前8時30分から午後5時まで

2 場所

第1選挙区 広島市東区東蟹屋町9番38号 東区役所内

広島市東区選挙管理委員会事務局
（ただし、東区内に住所を有する選挙人の名簿に限る。）

広島市南区皆実町一丁目5番44号 南区役所内

広島市南区選挙管理委員会事務局
（ただし、南区内に住所を有する選挙人の名簿に限る。）

広島市西区福島町二丁目2番1号 西区役所内

広島市西区選挙管理委員会事務局
（ただし、中区及び西区内に住所を有する選挙人の名簿に限る。）

第2選挙区 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
及び第3選挙区 安佐南区役所内

広島市安佐南区選挙管理委員会事務局

第4選挙区 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
から第6選挙区 安佐北区役所内

広島市安佐北区選挙管理委員会事務局

第7選挙区 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
安芸区役所内

広島市安芸区選挙管理委員会事務局

第8選挙区 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
佐伯区役所内

広島市佐伯区選挙管理委員会事務局

教育委員会規則

広島市教育委員会規則第1号

平成27年1月29日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井 内 康 輝

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和35年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表大塚の項中「安佐南区の大塚東一丁目」を「安佐南区の伴中央七丁目（12番～15番に限る。）、大塚東一丁目、大塚東二丁目」に改め、「大塚東三丁目」の右に「大塚東町、大塚西一丁目（1番17号～1番29号、2番、3番9号～3番17号、5番1号～5番22号、6番、7番3号～7番40号に限る。）、大塚西二丁目（1番～18番、19番15号～19番22号、21番、24番～49番に限る。）」を、「大塚西七丁目」の右に「大塚西町」を加え、「沼田町大字伴（字釜ヶ谷1564番地6、1564番地9～48、1580番地1、1590番地1、1590番地2、1590番地9、1590番地10、1605番地4、1605番地5、1606番地1～5、1607番地2～5、3899番地2～19、字上丁3958番地12～16、3969番地5～21、字三百谷4333番地3～5、4333番地7、4333番地15、4333番地17、4359番地3～5、4360番地1、4360番地3～5、字乗越1264番地1、1264番地9～258、1303番地、1315番地～1319番地に限る。）」を「沼田町大字伴（字中ノ休4149番地1、字境ヶ谷911番地18～4169番地1に限る。）」に改め、「沼田町大字大塚」を削る。

伴の項中「安佐南区の伴東一丁目（16番12号～41号、17～20番に限る。）」の右に「伴東二丁目（ただし、伴東学区分を除く。）、伴東三丁目、伴東四丁目、伴東七丁目（24番27-2号、24番27-4号、24番28号～24番52号、25番32号～25番44号、25番45-1号～25番45-5号、25番46号～25番58号、36番19号～36番34号、38番1号～38番14号、39番～65番に限る。）」を、「伴東八丁目（81番に限る。）」の右に「伴東町（ただし、伴東学区分を除く。）、伴中央一丁目、伴中央二丁目、伴中央三丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央六丁目、伴中央七丁目（ただし、大塚学区分を除く。）」を、「伴西三丁目」の右に「伴西四丁目、伴西五丁目、伴西六丁目、伴西町、伴北四丁目、伴北五丁目、伴北六丁目」を、「伴北七丁目」の右に「伴北町（ただし、伴東学区分を除く。）、大塚西一丁目（ただし、大塚学区分を除く。）」を加え、「伴東及び」を削る。

伴東の項中「安佐南区の伴東一丁目（ただし、伴学区分を除く。）」の右に「伴東二丁目（1番～8番、9番1号～9番4

号, 10番1号~10番3号, 10番26号~10番30号に限る。), 伴東五丁目」を, 「伴東六丁目」の右に「伴東七丁目(ただし, 伴学区分を除く。)」を, 「伴東八丁目(ただし, 伴学区分を除く。)」の右に, 「伴東町(字道具畑14番地5, 14番地8, 14番地9, 16番地~76番地1, 76番地4, 76番地5, 77番地2, 78番地3~79番地2, 79番地5~8, 83番地4, 84番地2~85番地1, 85番地3, 86番地2, 91番地6, 92番地2~136番地5, 137番地3, 137番地18~28, 137番地34, 137番地38, 137番地42, 137番地44, 148番地~158番地1, 字日山220番地10~336番地1, 336番地3, 354番地1, 354番地4, 354番地6~357番地1, 357番地3~358番地1, 358番地3, 358番地4, 361番地1, 361番地4, 362番地1, 362番地3~379番地, 字麦山380番地~570番地1, 570番地3, 字大原迫573番地~591番地1, 614番地1~7, 622番地4, 807番地3~852番地, 字大原台680番地1~682番地1, 字入野7081番地1, 7081番地4~6, 字中台7189番地1~7375番地, 字流田7376番地~7443番地3, 字石ヶ原7452番地1~7461番地, 7463番地~7474番地1, 7474番地3~7478番地3, 7502番地4, 7508番地2, 7531番地4~11, 字大迫8066番地3~8087番地, 字胡麻迫8088番地, 8089番地6, 乙8094番地, 8094番地1~8103番地, 8111番地1~6, 字香畑林8219番地~8222番地1, 8222番地3, 8223番地2, 8225番地1, 8225番地3~8226番地1, 8226番地3~8234番地, 乙8235番地, 8235番地2, 8239番地1, 8239番地3~8251番地に限る。), 伴北町(字堤ヶ迫4979番地298~4979番地330, 4979番地357~4979番地411, 5010番地1~5018番地76に限る。)」を加え, 「沼田町大字伴(字大原台5640番地~5642番地, 5911番地の7~5913番地の2, 679番地~700番地, 773番地, 783番地の4, 字赤迫6880番地の2~6912番地, 6939番地~6955番地, 字入野6956番地, 7173番地, 字中台7174番地~7375番地, 字流田7376番地~7447番地, 字石ヶ原7448番地~7588番地, 字豊島7589番地~7708番地, 字浜後7709番地~7758番地, 字上田7759番地~7839番地, 字片山7840番地~7929番地, 字迫ノ谷7931番地~8036番地, 字大迫8037番地~8087番地, 字胡麻迫8088番地~8218番地, 字香畑林8219番地~8282番地, 字下地8283番地~8404番地, 字岡田8405番地~8485番地, 字尾首8486番地~8570番地, 字袖ノ木8571番地~8670番地, 字松ヶ迫8673番地~8676番地, 8679番地~8695番地, 8697番地~8751番地, 字堤ヶ迫8696番地, 4936番地~4958番地, 4979番地, 4981番地~5039番地, 字道具畑1番地~162番地, 字日山163番地~379番地, 字麦山380番地~572番地, 字大原迫573番地~609番地, 614番地, 622番地の4, 727

番地~772番地, 776番地~783番地の1, 783番地の5~852番地, 字稼塚5040番地~5059番地, 字小ノ原9216番地の1~9216番地の4, 9217番地の1, 9217番地の2に限る。)」を削る。

附 則

この規則は, 平成27年2月2日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第1号

平成27年1月23日

広島市教育委員会議(定例会)を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

委員長 井内 康輝

- 1 日 時 平成27年1月29日(木)午前9時から
- 2 場 所 中区役所6階教育委員室
- 3 議 題

【公開議題】

- (1) 平成27年広島市成人祭の開催結果について(報告)
- (2) 少年サポートセンターひろしま(仮称)の設置について(報告)
- (3) 平成26年度広島グッドチャレンジ賞表彰式の開催結果について(報告)

【非公開予定議題】

- (4) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について(代決報告)
- (5) 小学校の整備について(議案)
- (6) 広島市社会教育委員の委嘱について(議案)
- (7) 教職員の人事について(議案)

監査公表

広島市監査公表第1号

平成27年1月28日

広島市監査委員 佐伯 克彦
同 井上 周子
同 沖宗 正明
同 渡辺 好造

包括外部監査の結果(指摘事項)に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により, 広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので, 当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

また, 広島市教育長から監査の意見に対する対応結果について通知があったので, 当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

(別紙)

平成22年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(環境局)

- 1 監査結果公表年月日
平成23年2月7日(広島市監査公表第7号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査結果に基づいて講じた措置通知年月日
平成27年1月7日(広業一特第49号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

光熱水費等の実費徴収について(所管課:環境局業務部業務第一課)

監 査 の 結 果 の 要 旨	措 置 の 内 容
<p>広島市役所の職員食堂は、(財)広島市職員互助会(以下「互助会」という。)が、広島市から目的外使用許可を受け、互助会が業者に食堂運営の業務を委託している。</p> <p>職員食堂の運営に係る光熱水費等については、平成15年2月27日付けの「行政財産の目的外使用許可の適正化について(通知)」の「3.その他(1)実費徴収」において、「①行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の実費については、真にやむを得ないと認められる場合を除き、原則として徴収すること。」としており、実費徴収が原則である。</p> <p>こうした中、環境事業所内の職員食堂については、互助会に対する行政財産使用許可書において「許可物件に付帯する電気、水道、ガス、電話等設備の使用料金は、免除する。」と記載されており、光熱水費等の実費徴収は行われていない。</p> <p>光熱水費等を免除する理由として、環境事業所からは「食堂経営が赤字であり業者が撤退する恐れがあること、そのような事態になれば職員の福利厚生上、ひいては環境事業所の業務遂行上、著しい支障が生じることになり、食堂経営の継続性の観点から、光熱水費等を免除している」との説明を受けた。</p> <p>しかし、単に赤字を理由に光熱水費等を免除するのではなく、業者の収支報告書、貸借対照表の内容や環境事業所ごとの利用状況(職員食堂利用、弁当持参、外部飲食など)、営業場所、営業時間、販売価格等の制約などの実情調査を実施し、客観的にみて営業努力しても採算性の確保に限界がある場合に、職員の福利厚生のために、施設使用料だけでなく光熱水費等も免除しても、食堂を継続すべきかを広島市全体として判断すべきである。</p> <p>環境事業所が、食堂経営の継続性の観点から、光熱水費等を免除していることは、「真にやむを得ないと認められる理由」でないと判断する。環境事業所は、原則に基づいて互助会から光熱水費等の実費を徴収すべきである。</p>	<p>環境事業所内の職員食堂については、環境事業所の立地環境の特殊性から、職員の福利厚生のために必要不可欠な施設であると判断されるため、互助会に対して行政財産の目的外使用許可を行うことで、互助会の委託を受けた専門業者によるその運営を確保している。</p> <p>ただし、当該職員食堂は、常に環境事業所の職員の半数以上の利用があるにもかかわらず、その収支において赤字が常態化した状況にあり、その主な要因として、立地環境の特殊性から環境事業所の職員以外の利用がほとんど見込めないことが挙げられるため、業者の経営努力のみでは採算性の確保に限界があるものと思われ、業者がその運営からの撤退を余儀なくされることが常に懸念されていた。</p> <p>このため、当該職員食堂の運営を確保する上で、光熱水費等を免除することは、やむを得ないものと判断してきたものである。</p> <p>こうした中、監査の指摘を踏まえ、業者が今後、光熱水費等の実費相当額を負担しながら当該職員食堂の運営を継続していくための対策について、本市、互助会及び業者で検討を重ねた結果、料金の増額、予約制の導入、従業員数の削減などの対策を講じた上で、平成23年4月分から光熱水費等の実費相当額の徴収を開始したが、利用者が減少し赤字が拡大する恐れがあったため、3年間、食堂の収支状況を経過観察した上で、継続運営の可否を判断することとしていた。</p> <p>この度、実費徴収開始後3年間の食堂の収支状況を検証した結果、今後も継続的に食堂の運営が可能であると判断できたことから、措置について通知を行うこととしたものである。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(環境局)

- 1 監査結果公表年月日
平成26年2月3日(広島市監査公表第2号)
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査結果に基づいて講じた措置通知年月日
平成27年1月7日(広業一特第50号)
- 4 監査のテーマ
財政援助団体等に対する負担金、補助及び交付金、委託料の支出等に関する財務事務の執行について
- 5 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

一般財団法人 広島市都市整備公社
業務委託における再委託承認手続の適切な実施について
(所管課：環境局業務部業務第一課)

監査の結果の要旨	措置の内容
<p>広島市は、一般財団法人広島市都市整備公社（以下「本団体」という。）に対して、「広島市西部リサイクルプラザ維持管理業務」（以下「本業務」という。）を委託している。</p> <p>本団体は、本業務に関して、受付案内業務、各保守点検業務及び清掃業務等を再委託している。</p> <p>本業務に関して再委託する場合は、あらかじめ書面により市の承諾を得ることが、市委託契約約款において規定されているところ、市は、本団体に対し、あらかじめ書面により承諾しておらず、契約に違反している。</p> <p>予算書等で再委託することを双方合意していたとしても、その点に関して、契約書に定められていない以上、契約書における再委託の承諾に係る規定を満たしているとはいえない。</p> <p>なお、業務の一部について再委託することを前提として本業務を本団体へ発注しているのであれば、市が前提としている再委託業務については、再委託する理由、再委託先に求められる能力及び再委託先の選定方法等について、発注時に本団体とあらかじめ合意しておき、それらの業務については、契約書又は仕様書に明記した上で再委託承認手続を省略することは可能であると考えられる。</p> <p>なお、想定されるリスクを踏まえ、市は、例外的に再委託を承認する場合、市は、次の事項に留意することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再委託を行う際の手続を受託者に遵守させること 再委託を行う合理的理由、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているか等を考慮し、慎重に審査すること 再委託先の選定に当たり随意契約等競争性のない契約方式がとられる場合には、その適切性を審査すること 再委託の承認後、受託者によって再委託先が適切に管理されるようモニタリングを行うこと 	<p>(1) 平成25年度分の本団体への委託業務のうち、本団体が平成26年2月以降に再委託を行う業務については、本団体と協議し、再委託を行う際の適正な手続を本団体に遵守させるため、本市が作成した再委託の承認手続に係る所定の申請書等の様式により申請を行わせることとした。</p> <p>(2) その上で、本市としては、審査の結果、次の理由により、平成26年1月28日付けの書面により当該申請に係る再委託を承認した。</p> <p>ア 本団体が再委託を行う業務は、本団体への委託業務の主要な部分以外の附帯的な業務（以下「附帯業務」という。）であり、かつ、専門性を有する業務であることから、再委託を行う合理的な理由があると認められること。</p> <p>イ 本団体においては、再委託先に求める能力の設定や再委託先の選定方法を本市の取扱いに準じたものに行っているため、再委託先の適切な業務遂行能力及び再委託先の選定方法の適切性が確保されていると認められること。</p> <p>(3) そして、本市においては、本団体によって再委託先が適切に管理されているかを監視するため、モニタリングを行った。</p> <p>また、平成26年度分の本団体への委託業務については、その契約締結前に業務の一部の再委託について本団体と協議を行った。その中で、再委託を行う全ての業務が附帯業務であり、かつ、専門性を有する業務であることから、これらについては、包括的に再委託の承認をすることにより個別の再委託承認手続を省略してよいものと判断した。</p> <p>その上で、再委託先の適切な業務遂行能力及び再委託先の選定方法の適切性を確保するため、委託契約書の中の特記事項として次の旨を明記した上で、平成26年4月1日付けで委託契約を締結した。</p> <p>ア 再委託のための契約手続において、再委託先に求める能力の設定や再委託先の選定方法などを本市の取扱いに準じたものとする。</p> <p>イ 包括的に再委託を承認した業務以外の業務について、本団体が再委託を行う場合には、再委託の承認手続に係る所定の申請書等の様式により本市に申請を行うこと。</p> <p>ウ 本市において、本団体によって再委託先が適切に管理されているかを監視するためのモニタリングを行うこと。</p> <p>(4) なお、こうした再委託に係る事務の遂行に当たっては、本団体と本市が共に、チェックリストを活用することで、再委託に想定されるリスクを踏まえて留意すべき事項の審査を確実に行うこととし、これにより適正な事務処理の徹底を図った。</p> <p>(5) 今後も同様の取扱いにより、本団体への委託業務における再委託承認手続の適切な実施を確保していくこととしている。</p>

平成24年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(教育委員会)

- 1 監査意見公表年月日
平成25年2月4日（広島市監査公表第1号）
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成27年1月6日（広島市教育第176号）
- 4 監査のテーマ
指定管理者制度に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

モニタリングが不十分であることについて（所管課：教育委員会事務局青少年育成部育成課）

監査の意見の要旨	対応の内容
----------	-------

広島市国際青年会館において、指定管理者が承認した利用料金の減免申請書に、未記載項目（減免理由等）があるにもかかわらず、所管課による実地調査において点検していない。

減免申請書の適切な記入について、実地調査で点検することが望ましいと考える。

なお、補足的な説明にはなるが、現在の一部の減免申請書において、減免理由や減免額を空欄に記入する様式となっていることが、記入漏れの背景にあるものとする。

減免は例外的な措置であることから、記入漏れをなくすため、減免理由や減免額の記入は選択式へ様式を変更するなどにより、記載を適切に行うこととなるよう、事務を改善することが望ましい。

毎年3月に当該年度分の実地調査を行うこととしているが、この際に、すべての減免申請書について点検することを徹底した。

また、指定管理者は、行事内容及び申請者により減免取扱基準に該当することが分かる場合に、減免理由欄が未記入であっても受け付けをしていたが、このようなことのないよう指導した。

さらに、減免申請書の記入を容易にし、記入漏れを防ぐため、平成25年4月1日付けで、減免申請書の減免理由、減免額、減免取扱基準該当番号の記載を、これまでの記入式から選択式に変更した。

広島市監査公表第2号

平成27年1月29日

平成26年12月1日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法第242条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 沖宗正明
同 渡辺好造

広島市監査公表第108号

平成27年1月29日

請求人

広島市中区鞆町15番11号
大野邦彦様

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 沖宗正明
同 渡辺好造

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について
(通知)

平成26年12月1日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求(以下「本件措置請求」という。)について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

平成26年12月1日付けで提出のあった広島市職員措置請求書及び同月11日付けで提出のあった補正書に記載された内容は、以下のとおりである。

1 広島市職員措置請求書

広島市教育委員会に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

該当職員と違反事実

学校グラウンドの不適切な利用許可と広島市財産規則に違反

した

広島市立鞆町小学校校長 瀬川照幸 教頭 石谷修二
広島市立井口小学校校長 中山和一 教頭 楠橋千鶴
広島市立山本小学校校長 吉岡克弥 教頭 櫻下良明
広島市立竹屋小学校校長 尾形慎治 教頭 関本宏
広島市立楠那小学校校長 杉山幸子 教頭 佐藤博志
広島市立本川小学校校長 河野一則 教頭 倉本理恵
広島市立中筋小学校校長 三宅俊直 教頭 岩本ゆか
広島市立黄金山小学校校長 菊間博明 教頭 久保田祐徳
広島市立神崎小学校校長 高西実 教頭 池澤香緒里

使用料減免の申請を行わず、不当に使用料の負担を逃れた

広島市立牛田小学校校長 西本正頼
広島市立井口小学校校長 中山和一
広島市立山本小学校校長 吉岡克弥
広島市立倉掛小学校校長 久保幸男
広島市立楠那小学校校長 杉山幸子
広島市立古市小学校校長 宮原正則
広島市立中筋小学校校長 三宅俊直
広島市立宇品小学校校長 前重幸美
広島市立翠町小学校校長 垣内田攻樹

違反行為の一覧

利用場所 広島市立鞆町小学校
違反者 校長 瀬川照幸 教頭 石谷修二
利用団体 広島市小学校校長会
利用団体代表者 広島市立牛田小学校校長 西本正頼
利用日 平成26年4月8日

利用場所 広島市立井口小学校
違反者 校長 中山和一 教頭 楠橋千鶴
利用団体 広島市小学校教育研究会図画工作部会第1回研究会
利用団体代表者 広島市立井口小学校校長 中山和一
利用日 平成26年5月8日

利用場所 広島市立山本小学校
違反者 校長 吉岡克弥 教頭 櫻下良明

利用団体 広島市教育研究会国語科教育部会
 利用団体代表者 広島市立山本小学校校長 吉岡克弥
 利用日 平成26年5月8日

利用場所 広島市立竹屋小学校
 違反者 校長 尾形慎治 教頭 関本宏
 利用団体 広島市教育研究会算数部会
 利用団体代表者 広島市立倉掛小学校校長 久保幸男
 利用日 平成26年5月8日

利用場所 広島市立楠那小学校
 違反者 校長 杉山幸子 教頭 佐藤博志
 利用団体 広島市教育研究会生活科・総合的な学習の時間部会
 利用団体代表者 広島市立楠那小学校校長 杉山幸子
 利用日 平成26年4月21日

利用場所 広島市立楠那小学校
 違反者 校長 杉山幸子 教頭 佐藤博志
 利用団体 広島市教育研究会生活科・総合的な学習の時間部会
 利用団体代表者 広島市立楠那小学校校長 杉山幸子
 利用日 平成26年5月8日

利用場所 広島市立本川小学校
 違反者 校長 河野一則 教頭 倉本理恵
 利用団体 広島市教育研究会体育部会
 利用団体代表者 広島市立古市小学校校長 宮原正則
 利用日 平成26年5月8日

利用場所 広島市立中筋小学校
 違反者 校長 三宅俊直 教頭 岩本ゆか
 利用団体 広島市教育研究会音楽部会
 利用団体代表者 広島市立中筋小学校校長 三宅俊直
 利用日 平成26年5月8日

利用場所 広島市立黄金山小学校
 違反者 校長 菊間博明 教頭 久保田祐徳
 利用団体 広島市南区校長会
 利用団体代表者 区会長 広島市立宇品小学校校長 前重幸美
 利用日 平成26年5月7日

利用場所 広島市立神崎小学校
 違反者 校長 高西実 教頭 池澤香緒里
 利用団体 広島市教育研究会理科部会
 利用団体代表者 広島市立翠町小学校校長 垣内田攻樹
 利用日 平成26年5月8日

前記、校長・教頭らは校長会・教育研究会の開催について、学校施設の使用許可を与えたが、下記の不適切な判断、行為があった。

1. 広島市財産規則に違反する行為
 - (1) 広島市財産規則第29条に反し、使用許可書の交付を怠った
 - (2) 広島市財産規則第28条2項に反し、使用者に対し使用料減免の申請書を提出させなかった。
2. グラウンドを駐車場として提供するなど、会の開催には直接必要のない不適切な市の財産の使用許可を行ったこと。また、用途外の利用に対し使用許可書も交付せず、なんら使用の条件・使用上の制限・注意事項などを示すことなく、無責任に野放図なグラウンドの使用を許可したこと。

以上、教職員の研修の利便のため、研修とは直接関係のないグラウンドを駐車場とする学校施設の不適切な利用は、まさに教職員の私的利用にほかならず、ましてグラウンドを駐車場としての利用は緊急時以外許されるものではなく、これを当然のごとく恒常的に利用され許可されている事は、教職員の横暴であり、学校長の権利の乱用で不適切極まりないことである。

広島市の損害について

学校施設の使用料を単にのめられただけではなく、本件が露見したのは平成25年7月2日付「学校以外の団体による学校施設の使用について」で文章による使用申請を義務付けられたことによってであり、(文中「市民から指摘」とあるのは請求者のこと)これ以前は口頭による申請でよいとされ、使用申請書類が存在しなかったため、市民第三者にはわからない監査にかからないという、全く信じがたい隠蔽工作が行われてきたからである。よってこれ以前も不適切な利用は行われている。

要するに、これ以前にも研修などで不当に学校施設を利用してきたが、申請書類そのものがないため、元来使用料が必要な利用でも長期間にわたり多数の使用料が必要とされるものについて請求されること無く利用が行われている。

これは学校長による教育施設の私物化にほかならず、被害額の問題ではなく不適切である。

また、グラウンドの駐車場利用については、当然グラウンドを痛めるものであり、また交通事故の懸念から児童の遊び場としての提供が困難となり、たとえ1台でもグラウンドに駐車利用があれば、児童の遊具などすべてのグラウンド施設の利用を妨げる行為である。教職員の利用よりも児童の利用を当然優先すべきであり不適切である。

請求の理由

請求者は本件について、広島市長あてで請願書提出をした。

その後、広島市教育委員会に対し、これについて処分関係文書の開示請求をおこなったところ、広島市教育委員会は存否応答拒否決定通知を申立人に行い、処分が行われたのか否かも含め、一切通知を拒んでいる。

その他の処分関係書類の開示請求では不在通知を行っていることから、存否応答拒否決定通知は事実上の存在を示し、何らかの処分はほぼ確実に行われているが、いずれにしても教育委員会の処分の内容については不明なままである。

請求者はこれに対し、異議を申立て、広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されたが、結果はどうか、定かでない。

そのため、住民監査によるものであれば、結果もわかり、市民にも公開され、処分者のみならず広島市教育委員会に対しても是正が行われ、より適切な対応が期待できるので、本請求を行う。

また、広島市教育委員会は平成15年6月17日（広島市監査公表第18号）でも同種の監査を受け、是正を求められているにも関わらず、今回不適切な利用があったこともその理由である。

また、前記した広島市教育委員会施設課の口頭での申請を許してきた対応について、まだ完全な是正が行われておらず、住民監査請求によって完全な実効ある対応の是正を広島市監査委員に求めるものである。

2 補正書

平成26年12月1日付け第906号で受け付けられた「広島市職員措置請求書」について、次のとおり補正します。

〔補正内容〕

1 行為者について

広島市立黄金山小学校 教頭 久保田祐徳 を
 広島市立黄金山小学校 教頭 菅田祐司
 に訂正いたします

2 請求の対象行為について

学校施設の使用手続きについて

グラウンド使用の部分については不正利用であり、本来許されぬ使用許可であった。

しかしながら利用された以上、使用料を徴収する必要がある。

他の部分は目的外使用であるが使用手続きに不備があり、使用料減免の手続きを怠っている。

3 広島市の損害について

請求者の指摘したグラウンド不正利用の使用料の未徴収
 グラウンドの不正利用による現状維持費用

4 必要な措置の内容について

グラウンドの校長会・研修会での駐車場としての利用は不正利用であり今後許すな。

不正利用されたグラウンドの使用料を徴収せよ

使用手続きの不備を是正せよ。

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成26年12月18日に、同日1日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による陳述等

地方自治法第242条第6項及び第7項の規定に基づく陳述は、請求人及び広島市教育委員会から陳述を行わない旨の回答があったことから、実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

2 広島市教育委員会の意見書の提出

広島市教育委員会に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成27年1月8日付け広市教総第104号により意見書が提出された。

その要旨は、以下のとおりである。

(1) 広島市教育委員会の意見の趣旨

本件措置請求は、理由がない。

(2) 広島市教育委員会の意見の理由

本件措置請求者は、広島市立幟町小学校ほか8校の校長が認めた、平成26年4月から同年5月までの間の広島市小学校長会や広島市小学校教育研究会による学校の校舎、屋内運動場及びグラウンドの利用（以下「本件利用」という。）に関して、①グラウンドの校長会・研修会での駐車場としての利用は不正利用であり今後許すな、②不正利用されたグラウンドの使用料を徴収せよ、③使用手続きの不備を是正せよと主張しているので、以下、これらの点に関して述べる。

ア 広島市小学校長会や広島市小学校教育研究会の学校グラウンドの利用について

学校は、国、地方公共団体及び学校法人が設置するものであり（学校教育法第2条）、そのうち、小学校については、「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すこと」がその目的とされている（学校教育法第29条）。

よって、小学校は、その目的に沿って使用されること

になるが、具体的には、児童への授業、部活動、入学式や卒業式、運動会などの行事、教員への研修や教員の研究などに使用されることになる。

本件のグラウンド利用は、広島市小学校長会が開催した校長会の1ブロック会議及び区会、南区校長区会が開催した南区校長会研修会、広島市小学校教育研究会の部会が開催した研究会、幹事会、教科研究会、総会及び研修会（以下「研究会等」という。）のために、各校の校舎や屋内運動場とともに、これらの研究会等に参加する校長や教員などの駐車スペースを確保するためにグラウンドを使用したものである。

使用者のうち、広島市小学校長会（各区校長会を含む。）は、小学校長としての職能の向上に努め、本市小学校教育の充実発展を図ることを目的に設立された団体であり、広島市内の小学校長を会員として組織し、その代表者である会長は、会員の互選により選任され、従前より広島市立小学校の校長が歴任している。同校長会による本件のグラウンド利用では、教科・教科外研究会の部会所属の決定や教育課程の管理などの研修などを、会場予定の小学校の校長の承認を得て、同小学校で行うこととし、その参加者の駐車スペースを確保するため、やむを得ず、同小学校のグラウンドを使用したものであり、普通教育を施すという小学校の目的のため又はこれに付随して行われたものである。

また、広島市小学校教育研究会（部会を含む。）は、広島市教育委員会の指導のもと、自主的・創造的な教育研究活動を行い、本市小学校教育関係者の資質の向上と小学校教育の振興を図ることを目的に設立された団体であり、広島市の小学校等に在職する教職員をもって組織し、その代表者である会長や部会の会長はいずれも広島市立小学校の校長が歴任している。同研究会による本件のグラウンド利用は、平成26年度の事業計画や研究主題などを検討する会議などを、会場予定の小学校の校長の承認を得て、同小学校で行うこととし、その参加者の駐車スペースを確保するため、やむを得ず、同小学校のグラウンドを使用した（一部小学校では計画はしたがグラウンドへの駐車はなかった。）ものであり、普通教育を施すという小学校の目的のため又はこれに付随して行われたものである。

次に、これらの施設使用（目的内使用）を、各小学校の校長が承認しているが、これは、学校教育法第37条第4項に基づき校長には校務をつかさどる責任と権限があるとされていることによるものである。

すなわち、校務とは、学校が学校教育の事業を遂行するのに必要なすべての仕事とされ、教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関するものなどとともに、学校施設設備や教材教具に関するものなどがあるとされており（文部科学省「第五次全訂 新学校管理読本」34ページより）、学校施設を学校教育の事業の遂行のために

使用するに当たっての承認又は許可行為は校務の一つと考えられるためである。

このことは、広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第50条第1項において、校長は、施設、設備等の保全管理に努めることを明記していることから明らかである。

なお、教育委員会には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号により学校や学校施設の管理権限があり、同法第33条第1項により学校の管理運営の基本的事項について必要な教育委員会規則を定めたりして、学校に対し、学校管理に当たっての基準の設定、指揮監督、指示命令などを行うことでその権限を行使することになるが、学校段階においては、校長の責任と権限に基づいて、その校務を処理することになる（同読本35ページより）。

以上のことから、本件のグラウンド利用は違法又は不正な利用ではない。

イ 学校のグラウンドの使用料の徴収について

本市等の地方公共団体は、目的外使用の許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる（地方自治法第225条）。そして、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている（同法第228条第1項）。

学校は行政財産であるとともに、教育という活動を通じて住民の福祉を増進する目的をもって利用に供されている公の施設（同法第244条第1項）である。

本市では、行政財産の目的外使用許可に係る使用料については広島市財産条例第2条第1項に、目的内使用である公の施設の利用に係る使用料については、各施設の設置条例（広島市立学校条例など）に明記している。

本件のグラウンド利用は、学校施設の目的内使用に該当するため（目的外使用許可を要する使用ではないため）、公の施設としての学校として、本件のグラウンド利用のような使用に対して、使用料を徴収することができるかということになるが、公の施設としての学校の使用料を定めた広島市立学校条例では、高等学校などに関して、授業料、入学金、寄宿舎使用料等は徴するようにはなっているが（広島市立学校条例第3条第1項、同第3条の2、同第4条の2、同第4条の3）、本件のグラウンド利用の対価としての使用料の徴収は規定されていない。

以上のことから、本件校長会や教育研究会で学校のグラウンドを使用したことについて使用料の徴収を行う必要はない。

ウ 学校施設の使用手続きについて

学校以外の団体が、学校施設を使用する場合は、それ

が目的外使用である場合は、所定の使用許可申請書を学校長又は教育委員会（教育長に委任）に提出し、学校長又は教育長の使用許可及び同許可書の交付を受ける必要がある（地方自治法第238条の4第7項、広島市財産規則第28条第1項、学校施設の目的外使用許可処分取扱マニュアル）。

他方、その使用が、目的内使用である場合は、使用許可申請書も使用許可書の交付も法令上は義務付けられていないが、施設使用に関して使用の目的、使用施設、使用期間、責任者等を明確にしておくのが適当であると考えられたため、平成25年7月2日の施設課長から各学校長への通知（以下「通知」という。）により、学校（市）以外の団体が、学校施設の設置目的に沿って学校施設を使用する場合であっても、所定の学校施設使用申込書を学校長に提出させ、これを認めるかどうかの決裁を学校長が行い、その結果を申請のあった団体に伝えるという取扱いとした。

本件利用に当たり、校長会や教育研究会から学校施設使用の申し込みを受けた学校の校長は、通知で示した学校施設使用申込書を提出させ、所定の決裁を行って、校長会等に使用を認めることを伝えている。

以上のことから、本件利用に当たり、各校長が行った手続きに不備はない。

エ 本件措置請求について

以上のことから、本件措置請求は、理由がない。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された事実を証する書類及び広島市教育委員会（以下「市教委」という。）に提出を求めた関係書類及び関係職員への調査により、以下の点について確認した。

(1) 学校施設について

ア 小学校は、学校教育法第29条において、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とするとされている。公立小学校は地方自治法第238条第4項に定める行政財産であり、同法第244条に定める公の施設である。

同法第225条において、公の施設の利用につき使用料を徴取することができることが定められているが、同法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要であるとされている。これを受けて広島市では、広島市立学校条例において、授業料、聴講料、入学者選抜料、入園料・入料及び寄宿舎使用料が使用料として定められている。

イ 学校の用に供する財産の管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号により教育委員会

が行うとされているが、校務については、学校教育法第37条第4項において、校長にこれをつかさどる責任と権限があるとされている。

校務とは、学校の目的である教育を行うための教育課程に基づく学習指導や学校施設設備に関するものなどであるとされており、学校施設の管理は校務の一つである。

なお、学校施設とは、学校施設の確保に関する政令第2条第2項において、学校の建物その他の工作物及び土地とされている。

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第50条第1項において、校長は、施設、設備等の保全管理に努めなければならないと定められている。

ウ このため、市教委は、小学校教育の目的のために学校施設を使用するに際しても、責任の所在を明らかにするなど、より適正に管理するため、①単位PTA主催による学校での文化活動、スポーツ活動、バザーなど、②教育研究会主催による学校での各種研究会や研修の開催、③その他、学校以外の団体が、学校の設置目的に沿って学校施設を使用するものについて、必要な手続きを定めて、平成25年7月2日付け市教委施設課長通知「学校以外の団体による学校施設の使用について」（以下「施設課通知」という。）により各学校へ周知している。

エ なお、学校施設の使用許可が住民監査請求の対象となるか否かについては、住民訴訟では、対象財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為が対象となるとされており（最高裁第一小法廷平成2年4月12日判決）、住民監査請求においても同様と解されている。

(2) 教育研究会及び校長会による学校施設の使用について

ア 教育基本法第9条では、学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないと定められている。

また、教育公務員特例法第21条においても、教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないこと、また、同法第22条では、教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならないことが定められている。

こうしたことを受け各種の研修等が行われている。

イ 本件請求に係る学校施設の使用は、広島市小学校教育研究会（以下「教育研究会」という。）によるものが8件、広島市小学校校長会（以下「校長会」という。）によるものが2件である。

ウ 教育研究会は、同会の会則によれば、市教委の指導の

もとに、学習指導要領等の法令に則って、自主的・創造的な教育研究活動を行い、本市小学校教育関係者の資質の向上と小学校教育の振興を図ることを目的として、広島市内の小学校の教員等により設立された任意の団体である。本件請求に係る8件の小学校の使用は、いずれも、この目的を達成するための研修会等の開催によるものであり、校長は、小学校教育の目的に合う使用であると判断し、施設課通知に基づき、校務として学校施設の使用を認めている。

エ 校長会は、同会の会則によれば、会員相互が連絡連携し、小学校長としての職能の向上に努め、本市小学校教育の充実発展を図ることを目的として、広島市内の小学校の校長により設立された任意の団体である。本件請求に係る2件の小学校の使用は、いずれも、この目的を達成するための研修会等の開催によるものであり、校長は、小学校教育の目的に合う使用であると判断し、施設課通知に基づき、校務として学校施設の使用を認めている。

オ 教育研究会及び校長会による研修会等の開催に当たっては、市内の各地の小学校から限られた時間で参集しなければならないことなどの理由から、公共交通機関の利用や乗り合わせに努めるよう促しながら、自家用車利用が認められている多くの教員等について、やむを得ず、グラウンドを駐車場として使用することを認めている。

(3) グラウンドの駐車場使用による損害について

請求人は、グラウンドの不正利用による現状維持費用を損害として主張しているが、それを証明する証拠は添えられていなかった。

請求人の主張するような費用等が発生しているか否かについて、支出状況等を調査したが、損害と認定すべき事実は認められなかった。

2 判断

公の施設である公立小学校の校長及び教員が、研修等を行い自らの能力を高めることは、義務教育の質の向上につながるものである。

このため、教育基本法及び教育公務員特例法の趣旨を踏まえ、校長及び教員が自主的に研修等を行うことを目的に設立された教育研究会及び校長会が研修会等を開催するために学校施設を使用することは小学校教育の目的に合うものとし、各校長が、本件請求に係る学校施設の使用を目的内使用であるとした判断は妥当である。また、研修会等の円滑な実施のため、必要性・相当性を考慮の上、参加者の自家用車をグラウンドに駐車するのを認めたことについても同様であるとともに、このグラウンド使用に当たって、請求人の主張する損害は認められない。

さらに、本件請求に係る学校施設の使用に伴う使用料については、条例で定めている徴収すべき使用料に該当するものはない。

本件請求に係る学校施設の使用については、その使用に必要な手続等を定めている施設課通知どおり適正に行われている。

なお、本件請求に係る学校施設の使用は、教育行政上の観点から認めたものであり、教育財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全等を図る財務的処理を直接の目的とする行為ではないことから、住民監査請求の対象となる財務会計行為の要件を欠くものである。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張に理由はないことから、本件措置請求について請求を棄却する。

正 誤

広島市報定期第1016号

(101ページ 左欄)

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第26号及び広島市安佐南区選挙管理委員会告示第27号を削除する。